

第33回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和8年3月27日(金) 13時30分
第33回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和8年3月27日(金) 13時27分

3. 閉 会 令和8年3月27日(金) 13時58分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 3番—市村委員

6. 議事録署名委員 11番—田中委員 12番—武正委員

7. 付議議件 議案第138号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第140号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	それでは出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第33回斜里町農業委員会を開催いたします。 本日は3番市村委員より欠席の連絡を受けております。出席委員 15 名であり、定足数に達しております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは第33回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、11番田中委員、12番武正委員、お願いします。 日程2、議案第138号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第138号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字三井4筆、地目は畑、面積は 91,331 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年12月26日から令和16年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年2月1日となっております。 番号2、関係の土地については、字豊里1筆、地目は畑、面積は 84,062 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年12月23日から令和15年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年3月1日となっております。 番号3、関係の土地については、字美咲他4筆、地目は畑、合計面積は 32,571 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年12月25日から令和11年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年3月1日となっております。 番号4、関係の土地については、字川上1筆、地目は畑、面積は 2,294 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年11月30日から令和8年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和8年3月27日となっております。別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。
議長	合意解約通知について、番号1から4確認決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは番号1から4、決定とします。 日程3、議案第139号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局	議案第139号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については、字川上1筆、公簿地目、現況地目は記載の通り、面積は2,294 m²、申請の理由は貸人が当該土地の賃貸借のため、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたい。労働力、経営面積は記載の通りとなっております。 区分2、関係の土地については、字川上1筆、公簿地目、現況地目は記載の通り、面積は1,033 m²、申請の理由は貸人が当該土地の賃貸借のため、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたい。労働力、経営面積は記載の通りとなっております。 位置図は同頁に記載しております。 現地確認委員、区分1が舟窪委員、田中委員、武正委員。区分2が武正委員、舟窪委員、田中委員。別紙の農地法第3条の調査書も確認をお願いします。以上です。 区分1、決定してよろしいですか。
議長	区分1、現地確認委員、舟窪委員どうでしたか。
舟窪委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 区分2は私の関係ですので退席します。
職務代理	区分2、現地確認委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
職務代理	問題ないということで、区分2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
職務代理	区分2、決定します。
議長	日程4、議案第140号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。

事務局	議案140号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)賃貸借 番号1、関係の土地についてはウトロ高原10筆、地目は畑、合計面積は 161,698 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 1,003 円となっています。
議長	(1) 賃貸借、番号1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	番号1、決定します。 (2)公社借入、お願いします。
事務局	(2)公社借入 番号1、関係の土地については字朱円東1筆、地目は畑、面積は 34,260 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 4,553 円となっています。 番号2、関係の土地については字朱円東5筆、地目は畑、合計面積は 57,924 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 2,890 円となっています。 番号3、関係の土地については字以久科南11筆、地目は畑、合計面積は 256,383.49 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 12,754 円となっています。 番号4、関係の土地については字豊里1筆、地目は畑、面積は 42,031 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 2,498 円となっています。 番号5、関係の土地については字豊里1筆、地目は畑、面積は 42,031 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 2,498 円となっています。 番号6、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は 45,034 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 6,218 円となっています。 番号7、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は 8,664 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 4,848 円となっています。

	番号8、関係の土地については字美咲他4筆、地目は畑、合計面積は32,571㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり7,970円となっています。
議長	(2)公社借入、番号1から8、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から8、決定します。 (3)公社貸付、お願いします。
事務局	(3)公社貸付 番号1、関係の土地については字朱円東1筆、地目は畑、面積は34,260㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり4,553円となっています。 番号2、関係の土地については字朱円東5筆、地目は畑、合計面積は57,924㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり2,890円となっています。 番号3、関係の土地については字以久科南1筆、地目は畑、面積は46,619㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,154円となっています。 番号4、関係の土地については字以久科南3筆、地目は畑、合計面積は110,790.49㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,088円となっています。 番号5、関係の土地については字以久科南7筆、地目は畑、合計面積は98,974㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり13,135円となっています。 番号6、関係の土地については字豊里1筆、地目は畑、面積は42,031㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり2,498円となっています。 番号7、関係の土地については字豊里1筆、地目は畑、面積は42,031㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり2,498円となっています。 番号8、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は45,034㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり6,218円となっています。 番号9、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は8,664㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり4,848円となっています。

	番号10、関係の土地については字美咲他5筆、地目は畑、合計面積は 32,571 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 7,970 円となっています。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認もお願いします。以上です。
議長	(3)公社貸付、番号1から10、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から10、決定します。 日程5、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第33回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和8年3月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 田 中 和 彦

議事録署名委員 武 正 祐 一